

市民相談室での各種専門相談

大阪市役所市民相談室では、大阪市民を対象に、次の相談を無料で行ってまいります。
 なお、相談内容等ご不明な点がございましたら、各問合せ先までお電話ください。

相談場所は、市役所1階 **【市民相談室】** 住所：北区中之島1-3-20

最寄り交通機関：Osaka Metro御堂筋線「淀屋橋駅」下車 ①番出口 北へ約120m

相談名	相談日(※1)	受付	問合せ先
近畿税理士会北支部との共催による 税務相談 【電話予約制】	所得税、相続税、贈与税など税金全般にわたるご相談 面談	毎週 木曜日 午後1時～午後4時(※3)	大阪市 総合コールセンター 「なにわコール」 ☎06-4301-7285
家庭問題相談 【電話予約制】	夫婦・親子など家庭内の問題や人間関係などのご相談 面談	毎週 水曜日 午前10時～正午(※3) 毎週 金曜日 午後1時～午後3時(※3)	
大阪民事調停協会との共催による 民事調停相談 【電話予約制】	交通事故、土地建物、金銭、近隣紛争、その他生活に関する問題等のご相談 面談	毎月 第3火曜日 午前10時～正午(※3)	
登記相談 (不動産)	不動産の名義変更など登記に関するご相談 面談	毎月 第1・3水曜日 午後1時～午後3時(※3)	
大阪府社会保険労務士会との共催による 年金相談	厚生年金や国民年金など年金全般にわたるご相談 面談	毎月 第3火曜日 午後1時～午後3時(※3)	

【平成30年4月1日から】

※1 祝日の場合、相談は行いません。

※2 ただし、定員に達しない場合は、当日直接窓口にて先着順で受け付けます(相談終了の30分前まで)。

※3 相談時間はお一人20分までとなります。相談内容や事実の流れ等のメモがあると、相談時間を有効にご利用いただけます。

※4 相談者多数の場合は、受付時間内でもお断りすることがありますので、ご了承ください。

大阪市内で実施している法律相談

対象：大阪市民

相談名	内容等	問合せ先
区役所での法律相談	・平日昼間の各区役所での弁護士による法律相談 ・相談日、受付方法等は裏面を参照してください。	各区役所(裏面参照)
区役所での日曜法律相談	・毎月第4日曜日の区役所(2カ所)での弁護士による法律相談 ・相談日、受付方法、場所等が、開催月により異なりますので、大阪市総合コールセンターまで、お問い合わせください。	大阪市総合コールセンター 「なにわコール」 ☎06-4301-7285
ナイター法律相談	・平日夜間の市内公共施設等(1カ所)での弁護士による法律相談(年数回予定) ・相談日、受付方法、場所等が、開催月により異なりますので、大阪市総合コールセンターまで、お問い合わせください。	大阪市総合コールセンター 「なにわコール」 ☎06-4301-7285
外国籍住民法律相談	・英語、中国語、韓国・朝鮮語による大阪国際交流センターでの弁護士による法律相談 ・相談日、受付方法等は大阪国際交流センターまで、お問い合わせください。	大阪国際交流センター ☎06-6773-6533